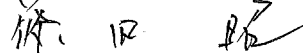


新潟県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年2月28日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 

#### 新潟県後期高齢者医療広域連合条例第4号

新潟県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。